

上野事務所ニュース

令和7年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

令和7年度 地方労働行政 運営方針 について

千葉労働局では毎年、厚生労働省が策定している「地方労働行政運営方針」をもとに、地域の実情に応じて重点課題や対応方針を策定しています。今年度の行政運営方針の具体的な取組みの主な内容は次のとおりです。

- ① 生産性向上により賃上げに取り組む中小企業に対する「千葉県働き方改革推進支援センター」による個別支援や、業務改善助成金など「賃上げ」支援助成金パッケージの活用勧奨のほか、賃上げを検討する際に参考となる情報を提供する。
- ② 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導を行う。
- ③ 監督署による定期監督等において同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者等の待遇について効率的な報告徴収（雇用管理の実態把握）または指導監督を行い、是正指導の実効性を高める。
- ④ 基本給・賞与について、正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、監督署から点検要請を集中的に実施することや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。
- ⑤ キャリアアップ助成金について、年収の壁を意識せずに働くことができる環境づくりを後押しするために「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃

金等改定コース」をはじめとした各コースの周知及び活用勧奨を実施する。

- ⑥ 昨年より、新たに無期転換申込権が発生する契約の更新時に無期転換申込機会を無期転換後の労働条件を明示することになったことから、無期転換ルール等の円滑な運用のために制度の見直し等について周知・啓発を図る。

これをみると

- 最低賃金が守られているか、指導監督がある。
- 同一労働同一賃金に関する呼出調査がある。
- 有期雇用契約が5年続いたら無期雇用労働者になれることや、新様式雇用契約書を交付することの周知が行われる。

ということになりそうです。

このほかにも、主に短時間・単発での就労を内容とするいわゆる「スポットワーク」で勤務する労働者について相談が寄せられた場合には、関係法令について説明を行うとともに、法令違反が認められた場合には、必要な指導を行うとしています。

また、フリーランスの就業環境の整備について、労働基準監督署に労働者性に関する相談があった場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行うほか、労働基準法上の労働者と判断した事案については、労働保険徴収

課や日本年金機構への情報提供を徹底する、ということが示されています。

*「賃上げ」支援助成金パッケージは、今年度新たに設定されたもので、業務改善助成金など 8 つの助成金で構成されています。各種助成金の詳細については、今後の上野事務所ニュースでお伝えしていきます。

年金改革関連法案について②

前月号に続いて年金改革関連法案についてお知らせします。

【標準報酬月額の上昇について】

厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額をもとに保険料や年金額を計算しています。現在の標準報酬月額は 65 万円が上限ですが、この上限を 75 万円まで引き上げることが検討されています。

厚生労働省が最初に示した案では、2027 年 9 月に上限を 75 万円とする、としていましたが、段階的に上限を引き上げていく方針に変更されています。具体的な時期はまだ公表されていませんが、2027 年 9 月に上限を 68 万円とし、その後 71 万円、75 万円、と上限を引き上げていく予定とされています。

標準報酬月額の上限が引き上げられることにより、本人と会社が負担する保険料も増えることとなりますが、将来受け取る年金額が増えるというメリットもあります。

なお、賞与にも標準賞与額の上限が設けられていますが、この上限の変更は予定されていません。

*厚生年金は支給 1 回（同じ月に 2 回以上支給されたときは合算）につき、150 万円が上限です。健康保険は年間（4 月 1 日から 3 月 31 日までの累計額）573 万円が上限です。

Q&A なぜなにどうして？



Q:4 月 1 日に入社した方が 2 週間で退職することになりました。すでに社会保険の加入手続きは行っていますが、保険料は控除して良いのですか？その他手続きで気を付けることはありますか？

A:社会保険の資格取得手続きを行った同月内に退職した場合、その月 1 か月分の保険料がかかりますので、給与から控除してください。

ただし、厚生年金保険料については退職日（末日を除く）と同じ月に、国民年金の加入手続きや厚生年金の資格取得をした場合、退職時に納付した厚生年金保険料（事業所負担分と本人負担分）が事業所へ戻ってきます。

流れとしては、退職者が新たな年金の加入手続きを行い、年金保険料を納付すると、退職した事業所へ年金事務所より保険料に関するお知らせが届きます。保険料還付の請求を行うことで、退職月分の保険料が還付されるので、退職時に給与から控除した厚生年金保険料（本人負担分）は、退職者へ返してください。

一方、健康保険料と介護保険料は国民健康保険の加入手続きや新たな健康保険の資格取得をしても、戻ってくることはありません。